

静岡県医療機関等物価高騰対策支援金 申請の概要

申請受付期間 令和8年2月2日(月)～令和8年3月31日(火)(消印有効)

1 交付額及び対象者

交付額	病院	1病床当たり 11,000円 特別な役割を担う病院は1病床当たり11,000円を加算する。
	診療所 (医科・歯科)	有床診療所(3床以上) 1病床当たり 11,000円 有床診療所(1～2床) 1施設当たり 29,000円 無床診療所 1施設当たり 29,000円
	助産所	1施設当たり 29,000円
	薬局	1施設当たり 29,000円
	施術所	1施設当たり 13,000円
	歯科技工所	1施設当たり 13,000円
	病院・有床診療所	1病床当たり 9,200円 (食材料費関係)
	へき地(※)に所在し、 在宅医療を提供する へき地医療拠点病院	1施設当たり 8,000円 (燃料費関係) ※別添参考資料参照
	へき地(※)に所在し、 在宅医療を提供する 診療所	1施設当たり 4,000円 (燃料費関係) ※別添参考資料参照
	病院	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で病院を開設又は管理する者
対象者	診療所 (医科・歯科)	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの間ににおいて、静岡県内で診療所を開設又は管理する者
	助産所	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で助産所を開設又は管理する者
	薬局	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で保険薬局の指定を受けた薬局を開設する者
	施術所	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で受領委任を行う施術所を開設又は管理する者
	歯科技工所	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で歯科技工所を開設又は管理する者

2 書類の提出方法

申請単位	個人 又は 法人 ※同一法人が複数の施設を開設する場合、法人単位での申請も可能です。	
必要書類	交付申請書 (様式第1号)	記入例を参考に作成をお願いします
	支援金申請額内訳書 (様式第2号)	記入例を参考に作成をお願いします
	振込先金融機関の口座が確認できる通帳のコピー等	通帳のオモテ面 及び 通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、 名義人(フリガナ)が確認できるもの
提出先	〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル4F 静岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局 宛	
問合せ先	電話番号 050-5369-9435 (静岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局)	

令和7年10月1日時点で開設していた医療機関等には、支援金事務局から申請書類等を順次郵送していますので、**申請の際に御利用ください。**

※様式第1号及び第2号は、県ホームページからもダウンロードが可能です。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1071244/index.html>)

3 注意事項

対象者	申請の対象とならない者	以下の施設は本事業の対象としません。 ・申請時において廃止している事業所等 ・地方自治体の一般会計で直接運営する事業所等
重複受給	県が実施する他の支援金との重複受給	同一の事業所について、静岡県が行う「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」又は「児童福祉施設等物価高騰対策支援金」と重複して受給することはできません(いずれかのみの受給となります)。
	あはき法・柔整法のそれぞれで開設している施術所	同一施設(同一所在地)の施術所について、あはき法・柔整法それぞれで開設届を提出している場合、 あはき法の施術所・柔整法の施術所で重複して受給することはできません (いずれかのみの受給となります)。
病床数	申請対象となる病床数	病床数は、 令和7年10月1日時点の使用許可病床数に基づいて申請してください 。令和7年10月2日以降の病床数の変更を反映させる必要はありません。